

補助金等事業概要

補助事業名	一般財団法人佐渡市スポーツ協会運営費補助金
補助の区分	団体運営補助
補助の概要	スポーツ基本法に基づき、本市のスポーツ推進を図るため、一般財団法人佐渡市スポーツ協会の運営に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。
補助事業者	一般財団法人佐渡市スポーツ協会
補助対象経費	奨励補助、イベント・大会補助、団体運営費補助
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	予算計上額を上限とする。
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	奨励補助（スポーツの普及促進等10/10以内）、イベント・大会補助（人件費等9/10以内）、団体運営費補助（事務費等1/2以内）
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
	市内各地区の体育協会の支援や選手強化費など奨励補助は、市が行うべきスポーツ推進やスポーツを通じた青少年健全育成など公益に資する取組みであるため。
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	市内スポーツの中枢を担う団体として、競技力の向上、継続したスポーツ活動の実施、各種団体の育成など、数値化できない活動を行っている。評価については、毎年の事業実績等を基に総合的に判断する。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） －
事業担当	（担当部署） 観光文化スポーツ部文化スポーツ課
	（電話番号） 0259-63-5140